一般廃棄物処理施設維持管理記録簿【沼平第3最終処分場】

令和 7 年度

1. 埋立てた一般廃棄物の種類及び数量

[規4条の5の2第4号イ、規4条の7第4号イ]

	種 類	(単位)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合	計
_	焼却残灰	(t/月)	572.39												J	72.39
般	破砕不燃物	(t/月)	84. 28												{	84. 28
廃	川ざらい土砂	(t/月)	0.00													0.00
棄																
物	合計	(t/月)	656.67	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	6	56.67

2. 施設の点検

[規4条の5の2第4号ロ、ハ、ヘ、ト、チ 規4条の7第4号ロ、ハ、ヘ、ト、チ]

2. 飑散0	グ点便				L	現4米のこ	107 4 7 4 7	ケロ、ハ、	, r, j	別4米り) / 弗4万口	', ', ',	ト、フ」
	項		4月										
擁壁の点検	倹	点検を行った日	24日										
		点検結果	無										
铝棒斗	トる恐れが	措置を講じた日											
ある場	易合の措置	措置の内容											
遮水シート	トの点検	点検を行った日	24日										
		点検結果	無										
	効果の低下	措置を講じた日	24日										
の恐れ 合の措	ιがある場 #置	措置の内容											
調整池の点	点検	点検を行った日	24日										
		点検結果	無										
铝棒斗	トる恐れが	措置を講じた日											
	易合の措置	措置の内容											
	埋施設の機	点検を行った日	24日										
能点検		点検結果	無										
里 ヴ ź	が認められ	措置を講じた日											
	合の措置	措置の内容											
	の防凍措置	点検を行った日	24日										
の点検		点検結果	無										
里 尚 升	が認められ	措置を講じた日											
た場	合の措置	措置の内容											

3. 水質検査の実施状況 (採水地点は、別紙 採取地点 参照)

[規4条の5の2第4号ニ及びホ、規4条の7第4号ニ及びホ]

0. 小貝恢且少天旭1	八九 (水水地流	131/12/	不好地流	₩ 1/7/					0 00 2 30 4	<u>万一次</u> 0 4	· Nt + At	<u> </u>	<u> </u>
項		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地下水の水質検査	採取を行った日	4月23日											
※詳細別紙1	結果が得られた日	5月13日											
	検査結果	良											
異常が認められ	措置を講じた日												
た場合の措置	措置の内容												
地下水のダイオキシン類	採取を行った日												
検査(1回/年)	結果が得られた日												
※詳細別紙1	検査結果												
用件が割みさん	措置を講じた日												
異常が認められ た場合の措置	措置の内容												
放流水の水質検査	採取を行った日	4月23日											
※詳細別紙 2	結果が得られた日	5月13日											
	検査結果	良											
用件が割みさん	措置を講じた日												
異常が認められ た場合の措置	措置の内容												
放流水のダイオキシ	採取を行った日												
ン類検査(1回/年)	結果が得られた日												
※詳細別紙2	検査結果												
異常が認められ	措置を講じた日												
表別が認められ た場合の措置	措置の内容												

4. 最終処分場残余容量

[規4条の5の2第4号リ、規4条の7第4号リ]

測定日	令和7年3月
残余容量 (m³)	129, 651

	1 地下水の水質検査結果													令和	7	年度
	項目	基準値	測定頻度	測定場所					検	査	- 結	果	1			
	7, 1	本 平 佢	1577年9月7文		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	アルキル水銀化合物	不検出	年1回	上流												
				下流 上流												
2	総水銀	0.0005mg/@	"	下流												
9	4 N 2 H)	0.000/0	,,	上流												
3	カドミウム	0.003mg/@	"	下流												
4	鉛	0.01mg/@	"	上流												
	71	9,		下流												
5	六価クロム	0.02mg/ℓ	"	上流 下流												
				上流												
6	砒素	0.01mg/@	"	下流												
7	全シアン	不検出	"	上流												
'	主ノノン	小快山	"	下流												
8	РСВ	不検出	"	上流												
				下流 上流												
9	トリクロロエチレン	0.01mg/@	"	下流					1							
				上流												
10	テトラクロロエチレン	0.01mg/@	"	下流												
11	ジクロロメタン	0.02mg/@	"	上流												
	• / / / •	0. 02mg/ c	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	下流												
12	四塩化炭素	0.002mg/@	"	上流												
				下流 上流					1							
13	1, 2-ジクロロエタン	$0.004 \mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	"	下流												
1.1	1 1 20000000000000000000000000000000000	0.1. /0	,,	上流												
14	1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ	"	下流												
15	1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/@	"	上流												
	-, / / / /	3. 0 Img/ 0		下流												

1 地下水の水質検査結果

	石 口	基準値	细中属曲	测学相识					検	査	結	果	:			
	項目	本 毕 旭	測定頻度	側足場別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
16	1, 1, 1-トリクロロエ タン	1mg/0	年1回	上流												
10	タン	Tilig/ &	十工四	下流												
17	1, 1, 2-トリクロロエ タン	0.006mg/Q	"	上流												
1.	タン	o. coomg/ c	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	下流												
18	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/Q	"	上流												
	1, 0 , , , , , ,	01 00 amg/ 0		下流												
19	チウラム	0.006mg/Q	"	上流												
				下流												
20	シマジン	0.003mg/@	"	上流												
				下流												
21	チオベンカルブ	0.02mg/@	"	上流												
				下流												
22	ベンゼン	0.01mg/@	"	上流												
				下流												
23	セレン	0.01mg/Q	"	上流												
				下流												
24	1, 4-ジオキサン	0.05mg/Q	"	上流												
				下流 上流												
25	クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	$0.002 \mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	"	下流												
	(上流												
26	ダイオキシン類	1pg-TEQ以下	"	下流												+
\vdash	電左に道 索			上流	128											+
27	電気伝導率 (単位; μ S/cm)	— μS/cm	月1回	下流	90											
				上流	6											
28	塩化物イオン濃度 (単位;mg/Q)	— mg/Q	"	下流	5											
	, 6, ,			1 1/14	U											

備考 この表に掲げる数値の検定方法は、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法によるものとする。

[「]不検出」とは、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

2 放流水の水質検査結果

	項目	基準値	測定頻度						検査	結果					
	り	左 毕 旭	例足頻及	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	水素イオン濃度	5.8~8.6	月1回	7. 3											
2	生物化学的酸素要求量	3mg/ℓ	"	1. 2											
3	化学的酸素要求量	$10 \mathrm{mg}/\varrho$	IJ	6. 3											
4	浮遊物質量	5mg/ℓ	IJ	<0.5											
5	大腸菌数	30CFU/mℓ	IJ	0											
6	カドミウム及びその化合物	0.01mg/@	年2回												
7	シアン化合物	不検出	IJ												
8	鉛及びその化合物	0.05mg/@	"												
9	水銀及びアルキル水銀その他 の水銀化合物	0.0005mg/@	"												
10	アルキル水銀化合物	不検出	"												
11	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	1mg/0	年1回												
12	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	5mg/0	"												
13	フェノール類含有量	0.5mg/@	"												
14	銅含有量	1mg/0	"												
15	亜鉛含有量	2mg/0	"												
16	溶解性鉄含有量	5mg/0	"				_				_				
17	溶解性マンガン含有量	5mg/0	"												
18	クロム含有量	1mg/0	"												
19	ふつ素及びその化合物	0.8mg/@	"												

2 放流水の水質検査結果

	項目	基 準 値	測定頻度		検査結果 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月										
	項目	基 準 ॥	側止殞及	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
20	窒素含有量	$10 \mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	月1回	2. 1											
21	燐含有量	1mg/ℓ	年1回												
22	有機燐化合物	不検出	"												
23	六価クロム化合物	$0.05 \mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	"												
24	砒素及びその化合物	0.01mg/@	"												
25	РСВ	不検出	"												
26	トリクロロエチレン	0.03mg/l	"												
27	テトラクロロエチレン	0.01mg/@	"												
28	ジクロロメタン	0.02mg/l	"												
29	四塩化炭素	0.002mg/l	"												
30	1, 2-ジクロロエタン	$0.004 \mathrm{mg}/\ell$	"												
31	1, 1-ジクロロエチレン	$0.02 \mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	11												
	1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l	"												
33	グン	0.3mg/Q	"												
34	1, 1, 2-トリクロロエ タン	0.006mg/l	"												
35	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/l	"												
36	チウラム	0.006mg/l	II.												
37	シマジン	$0.003 \mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	"												
38	チオベンカルブ	0.02mg/Q	II												

2 放流水の水質検査結果

	項目	基準値測	測定頻度						検査	結果					
	棋 目	本 平 旭	例足頻及	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
39	ベンゼン	$0.01 \mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	年1回												
40	セレン及びその化合物	0.01mg/@	"												
41	1, 4-ジオキサン	0.05mg/Q	"												
42	ほう素及びその化合物	1mg/0	"												
43	アンモニア、アンモニウム化合 物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	10mg/0	"												
44	ダイオキシン類	10pg-TEQ以下	"												

備考 この表に掲げる数値の検定方法は、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法によるものとする。

「不検出」とは、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。